

公益社団法人 神奈川県鍼灸師会 理事会議事録 (平成29年度第5回)

【日時】平成29年3月4日(日) 16:00~18:00

【会場】神奈川県鍼灸師会 事務所

【次第】1、会長挨拶 2、出席確認 3、署名人指名 4、議事 5、閉会の辞

【出席14名】 理事(10名):清水、服部、窪田、秦、栗田、藤田、萱間、榊原、吉田、林
監事(2名):森下、松原 相談役(1名):千葉
事務局(1名):定成

【欠席1名】 相談役:日野

【議長】 清水会長

【書記】 定成

【議事録署名人】 清水、森下、松原

【議題】

〔I〕報告事項

1. 会務報告

・秦副会長から報告

・第7回業務執行理事会

秦副会長から報告があった。横浜マラソンについては、「中止する勇気を全国に示すことが出来た」ということと、「今年の掲載も事前準備は深夜になる予定」と補足があった。

2. 各部からの報告

・会報誌・広報誌について(添付資料)

広報普及部萱間部長から、予定通り3/9に事務局納品予定、会員向けに送付予定との報告があった。最終校正として、添付原稿についてその場で意見交換をし、会報に記載する文言の最終確認を行った。

①「この指とまれプロジェクト紹介」について、会報誌内では「詳細はホームページをご参照ください」という文言を入れる ②会報誌の平成29年度理事会報告の内、「第4回の議事7『別団体の立ち上げの件』は、削除する ③組織共済部の記事タイトル「集え、「初神者！」」は、《神》という文字が宗教団体の印象を与える為《鍼》が良いという意見(吉田)、普通に《集え、新入会員!》で良いという意見(秦)などが出た。最終的に「集え!新入会員」となった。

・市民講座進捗状況(添付資料)

広報普及部萱間部長より、タウンニュースを掲載した事と、現在参加見込12名との報告があった。

・業団説明会パワーポイント資料について(添付資料)

窪田組織共済部長から、実施報告があった。体験談などを加えて、学生に興味を持って聞いてもらいたい、という担当者意見の報告があった。

・学生会員の会費移行および卒業学生の正会員移行について(添付資料)

窪田組織共済部長から、検討内容報告があった。以下審議事項に記載。

・平成30年度学生施術体験とインターンシップ制度について

窪田組織共済部長から、呉竹学園より、今年の施術体験及びインターンシップ制度の導入希望があると報告があった。同時に、平成30年度に専門学校側の事情により、カリキュラムや臨床実習の流れが変わるという情報もあるが、未だ学校側の新しい動きが目に見えない。

学校から依頼があつてから考えてはどうか(清水)という意見があり、様子を見ることになった。

3. 入退会の報告(3月1日現在)

秦副会長より、新入会員と会員数の報告があった。

現在の会員数251名(正会員232名・学生会員19名)

入会 2名(徐由美、小島明政)

事務局より、3月末退会申し出の会員が1名いると報告があった。

4. みなし決議

・入会審査:学生1名<林>3月4日承認

・スポーツ研修会の共催について<藤田>2月14日承認

東京都鍼灸師会の参加費は、学生が無料から3,000円へと値上げが決まった(一般価格18,000円)との補足があった。学生会員向けの案内にのせてはどうか?(秦)との意見があり、3月16日の送付物に入れることになった。

5. その他

・財務部、手当交通費等支給の件

栗田財務部長から、3月中に会計を締め、各理事に支払うための報告書提出は3月23日迄、3月中に実施されるイベント、研修会、講座を含め、漏れのないようにして欲しい、という指示があった。



〔Ⅱ〕審議事項

1. 総務部より

①定款改正の件

秦副会長の起案により、別紙(1)の通り議論が交わされた、総論について賛成多数で可決された。

②選挙告知の件

秦副会長より、選挙立候補期間についての説明があり、話し合いを行った。規定により、2週間を設けて3/19~という案が出たが、考える時間、書類を揃える時間を考慮して、3/27~4/20 17:00までとし、全会一致で承認された。

事務局は、書類が届き次第、理事メールにて報告することが指示された。

2. 財務部より

報告事項5. その他で報告済

3. 学術部より

①平成30年度 学術講習会学生参加費案

・藤田学術部長より、学生会員の学術講習会およびセミナー参加費（イブニングセミナー）等学生参加費の変更についてが提案された。前回（2/4）理事会に続き協議した結果以下のようになった。

○現行：学生会員・一般学生共に1000円（イブニングセミナー：共に1000円）

●変更後：学生会員500円／一般学生2000円（イブニングセミナー：500円/1500円）

反対意見はなく、全会一致で承認された。4月1日より1年間実施される。

②平成30年度 当会行事・参加種別証明証提示案

・藤田学術部長より、会員が参加する行事に対し、会員という概念、種別の確認が課題となり、概念の整理とルール作りについて協議した（添付別紙（2）参照）。

その内容については全会一致で承認された。

4. 広報普及部より

①災害医療研修の共催について

・萱間部長より、30年度は、東京都、千葉、と共催するか？どう決めるか？という質問があった。〈秦〉正副会長会議で、まずそれぞれの意向を聞きながら決める。今回も同会議によって方向性が決まり、進めていくと思われる。と方針が提示され、全会一致で承認された

②広報活動のツールについて

・萱間部長より、添付資料の通り提案があった。

〈吉田〉FBは残しますか？

〈萱間〉双方で連携が可能なので、残す。

〈吉田〉見ることが出来る対象は？

〈萱間〉FBは理事のみにしている。今後もとりあえず理事のみにする

〈秦〉各自のSNSアカウントでシェアや、リツイートすることが出来る。案内だけでなく、各自の活動報告もしていけると理想的。

〈秦〉アカウント管理は理事会の管理の元で萱間先生にお願いする。問題が生じたら理事内で話し合う。という質疑応答があり、全会一致で承認された。

③広報普及委員の追加について

・萱間部長より、広報普及委員として柴崎美佳氏、徐由美氏、宋順姫氏、平岡遼氏の4名の推薦書が提示され、全会一致で承認された。

事務局吉田理事に、委嘱状を発行するよう指示が出された。

期日は、理事会当日より、2年後の総会まで。（30年3月～32年5月）

③スポーツ災害ボランティア団体立ち上げについて

・秦副会長より、本件は公益社団法人としての性質上、参加しない、今後の様子を見守りにした、という報告があり、反対意見がなく、全会一致で承認された。



5. 保険部より

①介護予防運動の提案書について

- ・榊原部長より、寒川町での介護予防運動について、添付の通り提案があった。
町からの予算・担当者は未定だが、当師会の主催する事業として、前向きに関わりたいとのこと。
〈清水〉私が行って、町長と話をしてみる。開催頻度や、手当の有無、場所、広報、担当窓口、受付の手配依頼など、具体的な提示をこちらからするといい。先ず実績をつくり、事業として認定してもらえるよう活動していくのが大事
以上から、進める方向性が示された。

6. 組織共済部より

特になし

7. 事務局より

次回の会員への送付は3月16日ということを確認した。

8. その他

① 保険部榊原部長より、関東ブロック会議保険部長会議での

- ・平成30年7月より、受領委任の受付が始まり、10月から実行されること、
- ・同意書の再同意が、これまでの3か月から6か月になる
- ・免許証の住所、本籍地は変更あれば早めに手続きをして欲しいこと
- ・介護保険の窓口は保険部
などが報告された。

② 広報普及部萱間部長より、3月に学位授与が決まり、博士になることが報告された。

次回、平成30年度 第1回理事会

日時：5月6日（日）PM16:00～

場所：公益社団法人 神奈川県鍼灸師会 事務所にて

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事および監事は署名・押印する。

平成30年3月4日

代表理事

清水 慎 司



監 事

森下 元



監 事

松原 次 良



添付別紙(1)

定款改定についての協議内容

(1) 医師の当師会への入会について

- <清水>前回の理事会で、半数がもっと議論が必要と答えた。ここでもっと議論がされて方向性を決めていく事が好ましい
- <吉田>会員へ通知し、定款を見てご賛同いただいた後に入会するのが筋。条件の記載をはっきりしておけばいい
- <藤田>進めるのが前提として、総会までの間に揉んでいけばいいと考える。鍼灸師会以外の参考データを挙げるのはどうか？ (<清水>日鍼会が昨年採用した)
- <林>メリット・デメリットなどを上げ、リスクを考えてはどうか？
- <萱間>前回の業務執行理事会で、何がリスクだったのか？
- <栗田>当会の意義と合うのか？根幹を揺るがすことにならないか？という意見があった。
- <清水>会員を増やすという目的がある。医師は、各々の姿勢が異なるので、デメリットにもなり得るのではないかと？
理解し合う、という事を総合的に見ていかなければならないと考える。総合力を確かめるために入会してもらえるのはいいのでは、と考える
- <秦>当会が採用したら、参考にして他の会が導入するかもしれない
- <窪田>理事になれない、というのはいいい条件と思う
- <吉田>理事になれないことで、医者へのプライドがあるから、嫌がるかもしれないが、議決権はあるのだからいいのでは？ここでの目的は、『鍼灸師の認知と地位の向上』なので、今回のメインはあくまでも鍼灸なのだから
- <榊原>医師の入会について、人数制限をしてはどうか？
- <秦>2人くらいは入って欲しい。
医師で鍼灸業も出来る人だから、理解がある。一緒にやりたいと思っている人だと思う
- <榊原>今日午前中の保険医療会議においても、医者がいてくれたらありがたいと感じた
- <萱間>変化を受け入れるスピード感があるということに、障害はないと思う
- <服部>○か×か、でいえば、×。一人でも多く入会してほしいが、各部の内部の充実がなければ、対応も出来ない、と懸念がある。今期も来期も、手当は半分にしている。そんな中で皆さんから預かっている会費を、医師獲得の為に使ってはいけないと思う
- <吉田>賛助会員を先に進めてみてはどうか？
他業種/業者/関連会社 様子を見て医師を含めていく
- <秦>今は、鍼灸師に限っているが、鎖国みたいな環境だと思う
- <清水>賛助/特別会員は、別々に考えた方がいい。まずは賛助から決めるのはどうか？
- <松原>今回は、医者が入りたいと言っている、この機会を逃すと、今後はないと思う
両方のジャンルを扱うことで賛助とするのがいいのでは。
この会に入りたいと思い、医療的に鍼灸師を理解するという医師は、幅を広げたい、知識

を入れたいと考えている人だ。

保険を扱う上で、同意書が必要なのに、現在は取れる可能性が少なくなっている。

何かあったとき、〇〇医師が「・・・」と言っていたと言えれば、意義ある。是非そのような人に会員として来てほしい。

そろそろ、鎖国状態を辞めて、医師に門戸を開いた方がいいと思う。

相容れないものを排除せず、次に踏み出す機会だと考えては？

向こうから来た、ということは、いいチャンス。

〈清水〉賛助会員として認めるか、一旦決をとる

特別に鍼灸の扱いがある人(その他の個人・団体という鍼灸師・医師の資格を持たない人)
入会を認めるという方向で賛同するか？

⇒賛同 8 名、反対 4 名で、規定の半数以上による賛同により、決議され、定款変更の方向が決まった。

(2) 定款変更という方向性に対する感想・意見

〈清水〉これまでの議論の中でも、それほどの大きな問題ではないのではないかと微妙な判断でもないのでは？と思う

何か反対案、具体的にあるならば、ここを出すべきと思う

〈秦〉これまで 3 回話し合いをしてきた。それぞれが自分の意見をまとめて出している
全員の賛成はないと思っている

〈清水〉みなさん、総論は賛成か反対か？各論は今後詰めていく。という方向性でいいのでは？あまり時間がかかると、流れは変わるもの。

〈松原〉医師・助産師は、内容を精査していくと色々な意見は出てくると思う

〈藤田〉総論だと賛成、各論だと反対（議論の余地あり）だった

〈秦〉会として、毎年改正するのはどうか？という意見があった

〈窪田〉次期会長になる方が、反対しているのが不安材料ではある

〈秦〉時は金なり、今やるべきタイミングだと思う

〈清水〉鳥海先生のお蔭で、この話合の機会を持てたが、実際入るかどうかはわからない

〈松原〉入会審査ある

〈栗田〉賛成だが、5 月あたりから考える 1 年にしてはどうか？

当会の人がつながっているならば、関係を洗い直す事、変えていく事なども出来る、戦略をもっておくべき

〈松原〉これまで、業界をくくってしまった事が、現在の苦しい状況を作り出した

〈萱間〉機会をつかみたい

以上の多数の意見による協議がされた、総論での賛成という方向性が示された。

添付別紙（2）

平成 30 年度・当会行事における「参加種別証明」の提示についての協議内容

（1）従業員について

Q. 従業員の証明方法は？勤務治療院などの名刺、名刺がなければ免許証などが必要か？

A. <秦>雇用主から一筆いただく。会員の先生から事前に連絡をいただくのはどうか？

Q. 他県の会員証がない時はどうする？

A. <秦>会員証が他県鍼灸師会で取り扱っているかを確認してほしい（関東圏内）

A. <服部>他県からは、事前申込にしてはどうか？

A. <清水>他県でも自身の治療院の名刺は、出せるのではないか？

※もし確認が取れなかった場合は、一般扱いとなる。提示したら安くなる。

他部のイベント参加費も同様の考え

（2）家族や従業員として、奥さまや受付担当者も参加認めるか？

Q. 鍼灸師の資格ない受付、オーナーなどは？（保険部・学術部それぞれの課題）

・1年に1度の研修会へ出席が義務づけられている（保険部）

・従業員と確認できればOKと考えている（学術部）

<秦>義務なのであれば、奥様、受付、オーナーが行くのはやむを得ないが、学術講習会
は意味も考え方も違うと思う

<服部>【学術部の場合】

会員： 会員を証明するもの

治療院スタッフ（鍼灸師ではないスタッフ）：一筆書いてもらう

証明するものがない場合は一般価格になりますと、案内に明記して通知する。これが原則だと考える

<清水>同僚まで含めていいのではないか？色々なケースを想定しておくのがいい

<服部>シンプルに関係性がわかるものでいいと思う。

（3）「従業員」の概念について

従業員という（会員の同僚含めて）証明があればいいとする。これも今後案内に明記する。

（4）会員証について

<森下> 自分の会員証は、2018年3月末で切れてしまうので、更新してほしい。

※更新の準備をするよう、事務局に指示が出された。

以上の協議内容を元に進めることについて、全会一致で承認された

—別紙 おわり—